神奈川県保健福祉局福祉部高齢福祉課

新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく特定接種(国民生活・国民 経済安定分野)の登録申請に係る受付期間の延長について

このことについて、平成28年12月27日付けで、厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室から、別添のとおり受付期間を延長する旨の事務連絡がありましたので、お知らせします。

登録申請については、下記のURLから申請に係る入力の手引きやQ&Aを御確認のうえ行っていただくようお願いします。

<厚生労働省ホームページ>

○ 特定接種(国民生活・国民経済安定分野)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html

○ 特定接種登録申請書(国民生活・国民経済安定分野)の入力に関する手引き

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108828.pdf 別添1 登録申請書の入力

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108811.pdf 別添2 特定接種管理システムにおける登録申請方法

 $\underline{\text{http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108812.pdf}}$ 

○ 特定接種(介護事業分野)の登録申請Q&A

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000127154.pdf

※ これまでの申請のうち、「事業の種類の細目①」及び「事業の種類の細目②」を誤って入力している事業所が見受けられます。この場合、いただいた申請を削除し、再度の登録を要しますので、これらの入力にあたっては、「特定接種(介護事業分野)の登録申請Q&A」 $4\sim5$ 頁を必ず御確認いただき、お間違いのないようお願いします。

問い合わせ先

福祉施設グループ 伊東 (045-210-1111 内線 4854)

在宅サービスグループ 小林 ( " 内線 4843)

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 特定接種の登録申請をお願いします

### 1. 特定接種とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員等に対して臨時に行う予防接種のことです。なお、特定接種の対象者となるためには、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

# 2. 登録対象となる事業者は

今回登録を開始するのは、下記の事業です。

サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所

介護分野について、具体的な対象サービスは以下のとおりです。

要介護3以上の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の 影響があるものがいる入所施設又は訪問事業所

対象サービス	システム入力上の分類
	(事業の種類の細目①)
介護老人福祉施設	介護保険施設
介護老人保健施設	
訪問介護	指定居宅サービス事業
訪問入浴介護	
特定施設入居者生活介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	指定地域密着型サービス事業
夜間対応型訪問介護	
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設	
養護老人ホーム	· 老人福祉施設
軽費老人ホーム	
有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護を	有料老人ホーム
除<)	

- ※登録申請事業者は、業務継続計画を作成していることが要件となります。
- ※登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時において、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課されています。
- ※なお、実際の特定接種の対象・接種総数・接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定されます。そのため、厚生労働大臣の登録を受けた場合においても、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではありませんので、ご承知おきください。
- ※現在要介護3以上の利用者がいない事業所であっても、新型インフルエンザ等が発生した時点で要介護3以上の利用者がいることが想定される事業所は対象となります。

### 3. 接種の対象者は

接種の対象となりえるのは、下記の業務に従事している方です。事業所ごとの接種対象者数として、対象業務の従業者数を登録申請書にて申請ください。

介護職員、保健師、看護師、准看護師若しくは理学療法士等又は施設長等その他の 意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務

### 4. 登録方法は

特定接種の登録を希望する事業者は、特定接種管理システム上で登録申請書に必要事項の入力をお願いします。

<特定接種管理システム>

https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp

- <登録スケジュール>
  - 〇申請受付開始 平成28年10月14日(金)
  - 〇申請受付締切 平成29年1月5日(木)

#### 【問い合わせ先】

神奈川県 高齢福祉課

福祉施設グループ 電話 045-210-1111 (内線 4854)

保健・居住施設グループ 電話 リ (内線 4859)

在宅サービスグループ 電話 リ (内線 4843)

事 務 連 絡 平成28年12月27日

各都道府県衛生主管部(局) 新型インフルエンザ対策担当課 御中

> 厚生労働省健康局結核感染症課 新型インフルエンザ対策推進室

### 特定接種の登録申請に係る受付期間の延長について

新型インフルエンザ等対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条に基づく特定接種(以下「特定接種」という。)の登録については、平成28年9月26日付け当室事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(医療分野)の登録について」、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録について」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(公務員)の報告について」を発出し、周知等を依頼したところです。

現在、特定接種管理システムへのアクセスが集中し、つながりにくい状況が続いており、事業者の皆様へは大変ご迷惑をおかけしております。

つきましては、別添のスケジュールのとおり、登録申請の受付期間を延長すること としました。

なお、仮に今後特定接種管理システムにトラブルが生じ、受付期間までに登録申請が完了しなかった場合であっても、受付期間の延長は今回限りとし、今後は行いません。平成30年頃に改めて、新規事業者も含め、登録申請の受付を実施する予定ですので、今回の登録に間に合わなかった方は、その際に登録いただけますようよろしくお願いします。

各都道府県におかれましては、お手数をお掛けしますが、関係部署、管内の市町村 及び特別区、並びに、関係機関及び事業者に再度周知いただけますようお願いします。

# 別添

○ 登録のスケジュール

・ 各業種及び公務員の登録申請又は報告の受付開始 平成 28 年 10 月 14 日

・ 登録申請又は報告の締切 平成 29 年 3 月 1 7 日

・ 各業種の担当府省庁による内容確認の締切

締切① 平成 29 年 4 月 1 7 日 締切② 平成 29 年 5 月 1 7 日 締切③ 平成 29 年 7 月 1 4 日

- ※ 各ルート別の締切日については、別紙「確認締切日一覧表」を御参照下さい。
- ※ 確認者が複数ある場合は、事業者への早期申請の働きかけ及び各確認者の 早期確認への御協力をお願いいたします。
- ※ 震災・災害等特段の理由により締切日を超過する場合は、別途御相談願い ます。
- ※ システム操作に関するお問い合わせは、ヘルプデスク(特定接種管理シス テム業者:スリーハンズ株式会社)までお願いします。

TEL 03-5510-3318

# 【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課 新型インフルエンザ対策推進室

担当者:<u>渡邊</u>・山崎 TEL:03-3595-3426 FAX:03-3506-7325

E-mail:test-tokutei@mhlw.go.jp